

一般社団法人 日本睡眠環境学会
法人役員選考委員会規定

第1条 法人役員選考委員会

- 1 学会役員選考委員会（以下「委員会」と言う）は、役員改選のある年の1月に発足し、その年度終了後開催される総会をもって解散する。
- 2 委員会は、代議員会の指示を受け、本規定により次期代議員、次期理事長、次期理事を代議員会に推薦し、代議員会で決議する。
- 3 次期代議員は次期学会理事を兼務することができる。同様に次期理事長は次期学会長を、次期理事は次期執行理事を兼務することができる。
- 4 委員会委員長は、代議員会の互選により選出される。
- 5 委員会委員長は、代議員と正会員から3～5名程度の委員を選出し、代議員会の承認を得る。
- 6 委員会委員長、理事長、理事で次期代議員数を検討し、代議員会の承認を得る。
- 7 委員会委員長、理事長で次期理事数を検討し、代議員会の承認を得る。

第2条 次期代議員の選任

- 1 入会から3年を経て、かつ3年以上の会費の滞納がない正会員、または、代議員会が推薦する正会員を選挙人とする。
- 2 委員会は、選挙人から次期代議員候補に立候補する正会員を公募する。

次期代議員の立候補条件

- 1) 入会から5年を経て、かつ3年以上の会費の滞納がない正会員
- 2) 1)に関わらず、代議員会または代議員の3名以上が適任と認めるもの
- 3 委員会は、立候補者と代議員会の自薦・他薦・互選で選ばれた次期代議員候補からなる被選挙人の名簿（投票用紙）を作成する。
- 4 委員会は、被選挙人数が次期代議員数を下回る場合、非選挙人全員を当選者とし、以下の次期代議員選挙を省略することができる。被選挙人数が次期代議員数を上回る場合、次期代議員選挙により、当選者を決める。

○次期代議員選挙の手順

- 1) 委員会は、確定した被選挙人の名簿（投票用紙）を正会員へ送付する。
- 2) 選挙人である正会員は、適任と認める被選挙人に投票することができる。
- 3) 投票数の多い被選挙人から次期代議員数までを当選とする。
- 5 委員会は当選者に速やかに通知し、その承諾を確認し、直ちに理事長、代議員会に報告する。
- 6 当選者が辞退した場合は、次点者から順次繰り上げ当選とすることができる。委員会は繰り上げ当選者に通知し、その承諾を確認しなければならない。

第3条 次期理事の選任

- 1 委員会は、選任された次期代議員を招集し、次期理事を選任する次期理事選出会議を開催する。次

期理事選出会議の議決は、総次期代議員の過半数を有する次期代議員が出席し、出席した次期代議員の過半数をもって行う。

- 2 次期代議員の中から自薦・他薦、または互選により次期理事候補を選任する。次期理事候補数が次期理事数を上回る場合は、出席した次期代議員の投票により決定する。なお、次期理事候補は投票することができない。
- 3 次期理事候補が次期理事数を下まわる場合は、信任投票または議決で次期理事を決定する。信任投票では、信任投票数が過半数を超えたものを次期執行理事とする。なお、次期理事候補は投票することができない。
- 4 委員会は、次期理事に選出された次期代議員の意思を確認した上で、代議員会に報告する。

第4条 次期理事長の選任

- 1 委員会は、次期理事から自薦・他薦により、次期代表理事を推薦する。次期代表理事は次期理事長となる。
- 2 委員会は、次期理事長に選出された次期理事の意思を確認した上で、代議員会に報告する。
- 3 次期理事長は、代議員会の承認を得て、正会員の中から若干名を次期代議員に指名することができる。

第5条 委員会の義務

- 1 委員会委員長は、選挙に関わる全ての資料を保管し、選挙終了後速やかに代議員会に全ての資料を提出しなければならない。
- 2 代議員会は、選挙に関し疑義が生じ、異議が申し立てられた場合、資料を公開する義務がある。
- 3 代議員会で承認された次期理事長、次期理事、次期代議員は学会誌、広報誌およびホームページ等で公表する。

第6条 役員選考の有効性の確認

- 1 理事長の指名を受けた代議員は、代議員選考、及び理事選考、代表理事選考において不正がなかったかを確認するため、委員会委員長が提出した資料を確認し、不正がなかったことを代議員会に報告する。
- 2 不正が発覚した場合は、再度役員選考をやり直すものとする。

第7条 規則の変更

本規則の変更は、代議員会の承認を要する。

附 則

本規則は、2022年度9月17日開催の代議員会にて承認・決定し、2023年度の役員選考より、施行する。

改訂履歴